

香川県報



第 76 号

平成 16 年

9 月 24 日（金曜日）

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 一
- 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 (水産課) 一
- 昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正 () 二
- 道路の供用開始 (道路保全課) 二

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 三
- 土地改良事業計画変更の認可 (土地改良課) 三
- 土地改良事業計画変更の同意 () 三
- 土地改良区の役員の就退任の届出 () 三
- 開発行為に関する工事の完了（二件） (建築課) 四
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件） () 四

監査委員公表

- 監査結果の公表（九件） 五

告 示

●香川県告示六百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇三 〇〇五八四	事業所の名称 及び所在地 城山温泉介護ステーション 坂出市府中町五九一三番地三	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社ケア・ステーション 代表取締役 藤田由紀子 丸亀市土器町西四丁目二四四番地	指定年月日 平成十六年九月十五日	サービスの種類 通所介護
三七七一六 〇〇六三六	グループホーム青い鳥 仲多度郡多度津町大字葛原字下所四五一番地	有限会社新名防災設備 取締役 新名文明 丸亀市原田町二一六四番地一	〃	痴呆対応 型共同生活介護

●香川県告示第六百四十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

観音寺市伊吹町一七六九番地 松本 伊三郎

観音寺市伊吹町八七〇番地 岩田 清輝

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号伊吹区域

一〇トン以上の漁船を使用して営むいなし流しさし網漁業又はさわら流しさし網漁業

●香川県告示第六百五十号

昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年九月二十四日

のり等養殖業（のり養殖）の表中

香川県知事 真 鍋 武 紀

庵治加入区	庵治漁業協同組合の地区
屋島加入区	屋島漁業協同組合の地区

庵治・屋島加入区	庵治漁業協同組合の地区及び屋島漁業協同組合の地区
----------	--------------------------

改める。

●香川県告示第六百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年九月二十四日から同年十月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多度津丸亀線（二百五号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字奥白方一三二二番一 地先から 仲多度郡多度津町大字山階一三九八番一 地先まで	一六・〇 ） 三六・六	四九二	平成十四年 香川県告示 第三百八十 一号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年九月二十四日

公 告

●香川県公告第四百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十一月十三日まで縦覧に供する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年九月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人にこにこ三豊
汐見 美根子
- 三 三豊郡高瀬町大字上高瀬一五〇三番地二
定款に記載された目的

本会は、人口の高齢化が急速に進展する中であつて、高齢者や障害者などに、愛・忍耐・技術のもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、西分地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（区画整理事業（非補助土地改良事業）西分地区）計画を変更することについて平成十六年八月二十七日認可した。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する

同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、飯山町が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業） 下新開地区）計画を変更することについて平成十六年九月十日同意した。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、さぬき市寒川土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。）

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種別	氏名	住 所	退任年月日
理事	廣瀬 正美	さぬき市寒川町石田西一七五四番地	平成一六、七、三
	國方 英範	〃 〃 〃 三七〇番地	〃
	藤田 忠	〃 〃 〃 一七七二番地四	〃
	日向 俊次	〃 〃 〃 二八〇一番地一	〃
	藤井 一昭	〃 〃 〃 三四六五番地	〃
	木村 豊晴	〃 〃 〃 石田東甲四三〇番地	〃
	齊藤 春夫	〃 〃 〃 甲二〇六〇番地一	〃
	飯田 幹男	〃 〃 〃 甲一四六四番地三	〃
	佐藤 初男	〃 〃 〃 神前三三六番地	〃
	中山 秀則	〃 〃 〃 三九一番地二	〃
	河野 久勝	〃 〃 〃 二二六〇番地一	〃
	中野 正幸	〃 〃 〃 二五四五番地一	〃
	日吉 正市	〃 〃 〃 三五一二番地	〃
	松原 茂	〃 〃 〃 石田東甲一二七五番地	〃
	穴吹 清	〃 〃 〃 石田西一五五四番地一	〃
	芳竹 和政	〃 〃 〃 石田東甲二九三四番地	〃

〃 六車 満昭 〃 〃 神前三九四六番地 〃

二 就任した役員

種別	氏名	住 所	就任年月日
理事	廣瀬 正美	さぬき市寒川町石田西一七五四番地	平成一六、七、四
	木村 和彦	〃 〃 〃 四二二番地三	〃
	藤田 忠	〃 〃 〃 一七七二番地四	〃
	川西 繁富	〃 〃 〃 二七二九番地	〃
	藤井 一昭	〃 〃 〃 三四六五番地	〃
	木村 豊晴	〃 〃 〃 石田東甲四三〇番地	〃
	杉浦 弘	〃 〃 〃 甲一〇一七番地	〃
	多田 敏晴	〃 〃 〃 甲二〇九〇番地一	〃
	廣瀬 正夫	〃 〃 〃 神前一〇二八番地二	〃
	元木 修	〃 〃 〃 一六九九番地四	〃
	木虎 祺公	〃 〃 〃 二三〇〇番地一	〃
	船井 修	〃 〃 〃 二五〇九番地一	〃
	日吉 正市	〃 〃 〃 三五一二番地	〃
	松原 茂	〃 〃 〃 石田東甲一二七五番地	〃
	佐藤 初男	〃 〃 〃 神前三三六番地	〃
	穴吹 清	〃 〃 〃 石田西一五五四番地一	〃
	芳竹 和政	〃 〃 〃 石田東甲二九三四番地	〃

●香川県公告第四百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇―一及び一〇六一―一〇
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

●香川県公告第四百六十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三一、一八〇四一及び一八〇四二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区曾根崎二丁目二番一号

エス・バイ・エル株式会社 代表取締役 渡瀬淳一

●香川県公告第四百六十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇一及び一〇六一一

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員五・〇〇メートル、延長五〇・八四メートル)

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇一の一部及び一〇六一一の一部

2 排水施設

自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×四〇〇ミリメートル、延長五一・〇〇メートル)

トール)

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇一の一部、一〇六一一の一部及び同地先

町道

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長四二・九〇メートル)

綾歌郡飯山町川原字野津郷一〇六〇一の一部、一〇六一一の一部及び同地先町道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市天神前七番一八号

株式会社合田不動産 代表取締役 合田耕三

●香川県公告第四百六十七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三一、一八〇四一及び一八〇四二

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員四・五〇メートル、延長四三・五七メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三一の一部、一八〇四一の一部及び一八〇四二の一部

2 排水施設

排水管

(直径二〇〇ミリメートル、延長四六・一三メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇三一の一部、一八〇四一の一部、一八〇四二の一部及び同地先町道

二の二の一部及び同地先町道

排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長四・六二メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇四二の一部

排水敷地(面積三・八三平方メートル)

綾歌郡飯山町東坂元字久保一八〇四二の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区曾根崎二丁目二番一号

エス・バイ・エル株式会社 代表取締役 渡瀬淳一

監査委員公表

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

1	監査対象部局	政策部及び出納局	香川県監査委員	鎌田守泰
			同	名和基延
			同	石川稠治
			同	広瀬員義
2	監査対象年度	平成15年度		
3	監査の概要			

	監査対象機関	消費生活センター	監査年月日	平成16年4月22日
		東京事務所		平成16年6月1日
		政策課		平成16年6月14日
		広聴広報課	〃	〃
		自治振興課		平成16年6月15日
		選挙管理委員会事務局	〃	〃
		交通政策課	〃	〃
		情報政策課	〃	〃
		県民参画課		平成16年6月16日
		人権・同和政策課	〃	〃
		出納局		平成16年8月25日
		小豆総合事務所		平成16年8月27日
4	監査の結果			

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項
該当事項なし

(2) 指導注意事項
ア 超過勤務手当等の支給について
超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を追給する必要がある。(政策課)
イ 旅費の支給について
公用車利用による土庄町及び内海町への出張旅費の支給に当たり、日当の額を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(県民参画課)

(3) 検討指示事項
該当事項なし

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

	監査対象部局	総務部	香川県監査委員	鎌田守泰
			同	名和基延
			同	石川稠治
			同	広瀬員義
1	監査対象部局	総務部		
2	監査対象年度	平成15年度		
3	監査の概要			

	監査対象機関	西讃県税事務所	監査年月日	平成16年4月15日
		中讃県税事務所		平成16年4月19日
		東讃県税事務所		平成16年4月22日
		文書館		平成16年6月2日
		危機管理課		平成16年6月8日

消防学校	”	エ 報酬の支給について	香川県監査委員	鎌田守恭
秘書課	”	嘱託職員の報酬の支給に当たり、日割りによる計算方法を誤って算定しているの で、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(国際課)	同	名和基延
税務課	平成16年6月9日	(3) 検討指示事項	同	石川稠治
統計調査課	”	県税の収入未済額について	同	広瀬員義
国際課	”	県税の徴収については、個人県民税対策として実施した直接徴収をはじめ、自動 車税の滞納者に対する差押、悪質滞納者に対する捜索による財産調査・差押など積 極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的 な徴収確保対策を講じる必要がある。(税務課)	同	”
法務文書課	平成16年6月11日	●香川県監査委員公表第22号	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、 同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。	”
人事・行革課	”	平成16年9月24日	”	”
自治研修所	”	監査対象局	”	”
職員課	”	環境保健研究センター	平成16年4月22日	”
青少年・男女共同参画課	平成16年6月14日	東部林業事務所	平成16年4月27日	”
青年センター	”	環境・水政策課	平成16年5月13日	”
総務学事課	平成16年6月16日	環境管理課	”	”
4 監査の結果	財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、そ の都度、関係機関に口頭により指導を行った。	みどり整備課	平成16年5月18日	”
(1) 指摘事項	予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。	森林センター	”	”
該当事項なし	3 監査の概要	廃棄物対策課	”	”
(2) 指導注意事項	ア 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を 返納させ又は追給する必要がある。(総務学事課、消防学校、中讃県税事務所)	監査年月日	平成16年4月22日	”
イ 委託業務の契約期間について	本館の消防設備、自動火災報知設備保守点検業務にかかると委託契約について、契 約内容は年度当初に契約すべきものでありながら年度当初から約2か月経過して契 約していた。(総務学事課)	監査年月日	平成16年5月18日	”
ウ 自主検査の実施について	課の長による会計事務の自主検査が規則で定める年2回以上行われていなかった。 (統計調査課)	監査年月日	平成16年5月18日	”

<p>ソナー)</p> <p>イ 通勤手当の支給について 自動車で高速自動車道を利用して通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、給与電算処理システムの入力を誤っているものが見受けられたので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(畜産試験場)</p> <p>ウ 超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当又は休日給の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(農業生産流通課、農業試験場、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、農業大学校)</p> <p>エ 特殊勤務手当の支給について 用地交渉等業務手当の支給に当たり、従事日数を誤って算定したため、正当額との差額分を追給する必要がある。(東讃土地改良事務所)</p> <p>(3) 検討指示事項 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、これまででも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けた取組が必要である。(土地改良課)</p> <p>●香川県監査委員公表第24号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 平成16年9月24日</p>	<p>香川県監査委員 鎌田守恭 同 名和基延 同 石川稠治 同 広瀬員義</p>	<p>1 監査対象部局 土木部</p> <p>2 監査対象年度 平成15年度</p> <p>3 監査の概要 監査対象機関</p> <p>監査年月日</p>	<p>サンポート高松推進課 平成16年3月25日</p> <p>サンポート高松推進事務所 ”</p> <p>長尾土木事務所 平成16年8月12日</p> <p>善通寺土木事務所 ”</p> <p>坂出土木事務所 平成16年8月17日</p> <p>西讃土木事務所 ”</p> <p>高松港管理事務所 平成16年8月18日</p> <p>高松土木事務所 平成16年8月20日</p> <p>河川砂防課 平成16年8月23日</p> <p>港湾課 ”</p> <p>都市計画課 ”</p> <p>道路建設課 平成16年8月24日</p> <p>道路保全課 ”</p> <p>下水道課 ”</p> <p>建築課 平成16年8月30日</p> <p>住宅課 ”</p> <p>土木監理課 平成16年8月31日</p> <p>技術企画課 ”</p> <p>4 監査の結果 財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 占用料の収入事務について 道路占用料の徴収に当たり、特別の理由なく減額調定し、誤った額を収入しているものが見受けられたので、正当額との差額分を追徴する必要がある。(長尾土木事務所)</p>
--	--	---	--

イ 超過勤務手当の支給について
超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(都市計画課、サンポート高松推進課)

(3) 検討指示事項

ア 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)

イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路保全課、河川砂防課)

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

香川県監査委員	鎌田守恭
同	名和基延
同	石川稠治
同	広瀬員義

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 監査の概要
- 4 監査の結果

監査年月日
平成16年7月13日

議会事務局
監査の結果
財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。
予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

●香川県監査委員公表第26号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

香川県監査委員	鎌田守恭
同	名和基延
同	石川稠治
同	広瀬員義

- 1 監査対象部局 人事委員会事務局
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 監査の概要

監査年月日
平成16年7月13日

人事委員会事務局
監査の結果
財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

香川県監査委員	鎌田守恭
同	名和基延
同	石川稠治
同	広瀬員義

- 1 監査対象部局 地方労働委員会事務局
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

地方労働委員会事務局

平成16年7月13日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を追給する必要がある。

(3) 検討指示事項

該当事項なし

●香川県監査委員公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月24日

香川県監査委員	鎌田守恭
同	名和基延
同	石川稠治
同	広瀬員義

1 監査対象部局 監査委員事務局

2 監査対象年度 平成15年度

3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

監査委員事務局

平成16年7月13日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ

なかった。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。